

二重債務問題に関する支援機関活用チェックリスト

福島県経営金融課

東日本大震災の影響により資金繰りに悩まれている事業者の皆様を対象に「福島県産業復興相談センター」と「東日本大震災事業者再生支援機構」による個別相談を実施しています。

以下①～④に該当する方は、個別相談の対象になりますので是非ご相談ください。

①震災の影響によるものですか？

東日本大震災の影響によって、過大な債務を負担する等、経営に支障が出ていること。ただし、地震や津波等の直接被害だけでなく、風評等による売上減少などの間接被害も含まれます。

②福島県内に事業所がありますか？

震災時点で福島県内に事業所を有し事業を再開していること。又は再開の意思があること。ただし、県外に避難し事業を再開して将来は帰還する方も含まれます。

③震災前の借入金がありますか？

基本的には、震災前の借入金があることにより資金繰りに悩まれていること。ただし、支援を受けて策定される事業計画では震災後の債務についての返済軽減を検討する場合がありますので、「借入金が震災後のみの方」もまずはご相談下さい。
(注) 形式上震災後の貸付日となっている借入金であっても対象となる場合があります。

④その他

- ・暴力団等の反社会的勢力でなく、そのおそれもないもの。
- ・東日本大震災が発生する以前に、原則として「期限の利益喪失事由」がなかったこと。
(注) 「期限の利益喪失事由」とは、破産宣告の申し立てがあったこと等、直ちに債務を弁済しなければいけない状況にあることです。

ご相談後は、以下の観点から事業計画の策定を支援します。

- ・借入金の整理により、その後の事業が上向き、うまく回っていくための事業計画作りが重要です。
- ・更に、こうした計画を進めるには、中小企業の場合、金融機関と引き続き(新規融資含め)取引を継続できることが重要です。
- ・現時点での返済能力よりも事業計画に沿った再生を進める方が、金融機関側にもメリットがあることを納得してもらうため、上記計画作りや金融機関との話し合いについて事業者の皆様の取組をお手伝いします。

事業者ごとに様々なケースがありますので、まずはお気軽にご相談を！！

- 経営改善の方法に悩まれている方、震災後を含む全ての借入金に関する金融機関との交渉でお困りの方
→**福島県産業復興相談センター(福島市)024(573)2561**
- 震災前借入金およびその借換の返済により経営が厳しく、抜本的な債務処理をお考えの方
→**東日本大震災事業者再生支援機構(郡山市)024(935)7252**